

令和 8年 3月 3日 議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第9号

佐用町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐用町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町条例第9号

佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年
佐用町条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表佐用町空家等対策協議会の項の次に次のように加える。

史跡利神城跡調査整備委員会	委員	日額	5,400
	学識経験者	日額	20,000
石井財産区管理会	役員	年額	10,000
久崎財産区管理会	役員	年額	10,000

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。